

静岡県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年静岡県告示第386号の岳南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
富士市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岳南広域都市計画道路事業 3・3・19号 本市場大淵線
- 3 事業施行期間
平成23年4月8日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

=====

静岡県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年静岡県告示第386号の岳南広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
富士市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岳南広域都市計画道路事業 3・4・21号 富士駅南口田子浦線
- 3 事業施行期間
平成24年4月3日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

